

<日 和山浜海水浴場の管理運營業務の一部>

【海水浴場監視及び臨時駐車場警備及び常設テント等設置・撤去・監視業務】

I 業務委託期間

令和5年度：契約日から8月31日（木）とする。

令和6年度以降は、令和5年度の実績により別途協議する。

II 海水浴場開設期間

令和5年7月15日（土）から8月20日（日）までとする。

III 業務日時及び配置人数

- 1 IV - 1 及びIV - 3に係る監視員は、午前9時から午後5時まで、計4人の配置とする。
※海水浴場の開設時間は午前9時から午後5時まで
- 2 警備員は、土日・祝日、お盆期間（8月12日から16日）のみ、午前9時から午後5時30分まで、5名の配置とする。
- 3 休憩時間は60分とする。ただし、交代で休憩するものとする。
- 4 詳細は、別紙1「業務日時・配置人数表」のとおりとする。

IV 業務内容等

1 監視員業務

「新潟市海水浴場監視員業務に関する指針」に基づき、次の業務を遂行する。

(1) 監視業務

- ① 監視：海浜事務所から双眼鏡などを使い、海水浴場内の危険区域やテトラポッド等の構造物周辺での遊泳者、小さい子どもなどを重点的に監視し、安全を確保する。
- ② 巡視：海浜事務所から死角となる場所、あるいは浜辺の状況を確認するため、定期的に巡回する。（ブイ・安全看板も含む）
- ③ 放送：放送設備やハンドマイクを利用し、危険行為や危険水域への侵入に対する注意や安全な遊泳を呼びかける。

(2) 調査業務

- ① 水温調査：午前10時と午後3時に水深1メートル付近の水温を調査する。
- ② 人出調査：午前9時から1時間ごとに人出数を調査する。
- ③ 車のナンバー調査：午後2時頃、駐車場の車の方面別ナンバー調査を行う。

(3) 衛生業務

- ① 砂浜清掃：砂浜のゴミ拾いを適宜行う。

- ② トイレ清掃：トイレ（４カ所）の清掃、給水、紙の補充等を適宜行う。
- ③ 救急医薬品の貸与：海水浴場内での軽症者に対し、救急医薬品の貸与を行う。
なお、救急医薬品は、本市が海浜事務所内に配置する。

(4) 記録

(1)～(3)及び特記事項について適宜、本市の指定する様式により、業務内容等の記録を行う。

2 臨時駐車場警備業務

- (1) 警備員の配置場所は、協議により決定する。
- (2) 臨時駐車場出入口及び駐車場内の車誘導を行う。
- (3) 歩行者の安全確保を行う。

3 常設テント等設置・撤去、監視業務

事業者は管理運営業務の委託費からウッドデッキ、テント、イス等の備品を購入することとし、本市が保管用の仮設倉庫を設置する。

(1) 設置業務

午前９時までに市が設置する仮設倉庫からウッドデッキ、テント、イス等の備品を搬出し、指定場所に設置する。

(2) 監視業務

飲食スペースの備品の持ち去りがないか、また他人への迷惑行為を行っているものがないか等を監視する。

(3) 撤去業務

午後４時４５分頃、設置した備品を撤去し、仮設倉庫に搬入する。

V 事故発生時の対応

- 1 重大事故が発生した場合、警察・消防・海上保安・浜茶屋などの関係機関に出動（協力）を要請し、速やかに救助体制を敷く。
- 2 できるだけ事故に関する情報を集め、速やかに中央区役所地域課にも連絡を行う。
- 3 救助活動の妨げにならないよう、海水浴客を混乱させることなく、浜辺への誘導を呼びかける。
- 4 重大事故発生時は、駐車場警備員と連絡を取り合い、緊急車両が停車できるよう協力をを行う。
- 5 事故・事件について、速やかに本市の指定する様式による報告書を作成する。

VI 感染症防止対策

- 1 監視員は検温するなど健康状態を確認し、体調不良の日は出勤しないこと（監視員を交代すること）。
- 2 監視に従事する前と従事した後は、必ず手指を消毒するとともに、従事中はこまめに手指を消毒すること。
- 3 監視業務中は必要に応じてマスクを着用すること（マスクは受託者で準備すること）。
- 4 海浜事務所の換気に留意すること。
- 5 ゴミ拾いの際は、マスクや手袋を着用し、ゴミは密閉して捨てること。手袋を脱いだ後は必ず消毒をすること。

※その時点での国通知等による感染症対策に乗っ取った方法による。

VII 業務報告

IV - 1 から 3 までの各業務ごとに、本市が別途指定する日までに業務履行届を提出する。

VIII その他

- 1 監視員は、健康・体力及び判断面で上記業務の遂行に支障がないものとする。
- 2 監視員は、本市が開催する「海水浴場監視員講習会」（日時・会場は決まり次第報告）を受講すること。
また、受講にかかる費用は委託料に含むものとする。やむを得ず受講できない場合は、事前に普通救命講習を必ず受講し、修了証の写しを中央区役所地域課に提出すること。
- 3 海水浴場利用者と接するときは、言葉遣いや態度に気をつけ、親切に対応することに注意を払い、不快感を与えぬようにすること。
- 4 市の業務としての自覚を持ち、周辺の浜茶屋等の関係者とも協力体制をとること。
- 5 設備、備品等の管理を行い、不具合のあるときは速やかに中央区役所地域課へ連絡する。
- 6 問題が生じた場合は、些細なことであっても、勝手な判断をせず、本市の指示を仰ぐものとする。

【清掃業務】

新潟市海水浴場環境整備の一環として、日和山浜の清掃業務を行い、海水浴客が快適に海水浴をできることを目的とする。

I 清掃区域

日和山浜

II 清掃内容

ごみの収集業務

III 清掃方法

手作業で行う。

燃えるごみ・燃えないごみを分別する。ごみ袋については、顔料を含まない（透明・半透明）ポリエチレン製で、容量が90リットル以下のものを使用すること。

IV 清掃日時・時間

清掃日は、別紙2「海岸清掃日程表」で指定する期日とする。

受託者は午前9時までに適正数の業務員を配置し、業務を完了すること。

ただし、悪天候等の場合は、本市と協議のうえ日時を変更することができる。

VI ごみ運搬について

収集したごみは、本市が指定する場所へ置くこと。

VII 業務報告

本市が別途指定する日までに、業務履行届と作業状況写真を提出する。

【海水浴場遊泳区域表示ブイ設置・撤去業務】

海水浴場の遊泳区域を明確にし、安全に利用していただくことが目的。

I 設置

- ・ブイは、本市が支給する。
- ・ブイは、関屋浜海浜事務所（別紙3）から搬出し、海水浴場に設置すること（設置場所については変更する可能性があるので、事前協議すること）。

(1) ブイ設置数

旗ブイ 4基

(2) 仕様

別紙 4

(3) 設置場所

別紙 5

※指定するエリアの水深を測り、1.5mに達した位置に設置すること。

【設置期限】

令和5年7月13日（木）まで、かつ平日に行うこと

【海水浴場開設期間】

令和5年7月15日（土）から令和5年8月20日（日）

II 撤去

- ・撤去したブイは、必ず洗浄し、指定場所に格納すること。
- ・高圧洗浄・ヤスリがけ（スクレイパー）による徹底洗浄を行うこと（付着物は全てきれいに取り除くこと）。

【撤去期限】

令和5年8月31日（木）まで

III その他

- ・設置及び撤去作業時は、陸上での監視員を1人、船の上での作業員を2人以上、計3人以上で作業し、ライフジャケットを必ず着用すること。
- ・作業時に問題が生じた場合は、速やかに本市へ連絡すること。
- ・この仕様書に記載のない事項については、協議の上決定する。